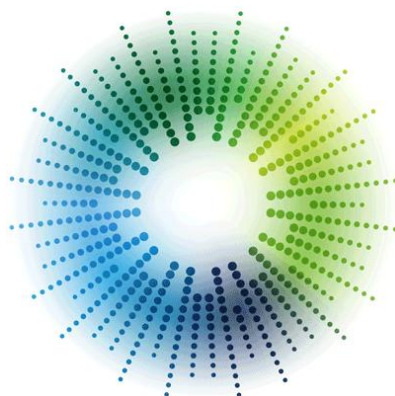




JSG ニュースレター

<Tax>

財政部が解釈通達を公表

外国営利事業の国外発生原価・費用に係る

会計士証明書類について認証は不要

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は2026年9月16日付で[台財税字第11500617350号通達](#)を公表し、外国営利事業が国外で発生した原価または費用を計上する際の証明書類について、認証を不要とする旨の解釈を示しました。内容は、以下のとおりです。

改正された通達	改正内容	改正のポイント
1997年12月4日 付 台 財 税 第 861924459 号 通 達説明二（外国 企業が台湾国内 で請負工事を行 う場合の国外発 生原価・費用の 認定に関する解 釈）	（一）外国営利事業が台湾国内における支店または工事事務所を通して営利事業所得税の確定申告を行う際、台湾国外で発生した原価または費用を計上する場合、当該国外発生原価・費用の金額、内容、その計算分析または配賦方法等の資料を記載した国外本店の財務報告について国外の会計士による証明、 かつ台湾の在外公館または台湾政府が認可した機関による認証を受けたもの 、または外国税務当局の証明に基づき認定することができる。	➢ 「台湾の在外公館または台湾政府が認可した機関による認証を受けたもの」とする要件を削除。

	(二) 上記の納税義務者が財務報告を提出できない場合、または当該財務報告について徴税機関が審査した結果、なお疑義があると認める場合は、徴税機関の長の承認を受けたうえで、所得税法第83条の規定により、関連する帳簿および証憑の提示を求めることができる。提示しない場合、徴税機関は調査により把握した資料または同業者利益率に基づき、その所得額を認定することができる。	
1999 年 1 月 20 日 付 台 財 税 第 881896532 号 通 達 説 明 三 (外 国 企 業 の 国 外 本 店 が 台 湾 国 内 で 直 接 役 務 を 提 供 す る 場 合 の 帳 簿 お よ び 原 価 ・ 費 用 の 認 定 に 関 す る 解 釈)	外国営利事業の国外本店が役務を提供するために要した原価・費用のうち、台湾国外で発生したものは、財政部の1997年12月4日付台財税第861924459号通達および 2026 年 9 月 16 日 付 台 財 税 字 第 11500617350 号 通 達の規定により、国外発生原価・費用の金額、内容、その計算分析または配賦方法等の資料を記載した国外本店の財務報告について国外の会計士による証明、かつ台湾の在外公館または台湾政府が認可した機関による認証を受けたもの、または外国税務当局の証明に基づき認定することができる。	➤ 同上。

勤業衆信の見解

財政部は、外国営利事業が国外で発生した原価・費用を申告する際に、添付する国外の会計士による証明報告書について、在外公館等による認証要件を廃止しました。認証手続は事務負担が大きいうえ、国外私文書の形式的な存在確認にとどまること、実務上、国外の会計士による証明報告書が税務当局の審査・認定のための資料として十分であることを踏まえたものです。これにより、税務コンプライアンスにかかる事務負担軽減が期待されます。

なお、税務当局は、申告された国外原価・費用の内容に疑義を有する場合には、所得税法第83条の規定に基づき、外国営利事業に対して関連する帳簿その他の証憑資料の提出を求めることができるため、関連する証憑書類は引き続き適切に保管しておく必要があります。



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)

台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2026 勤業暁信版權所有 保留一切權利